

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年6月30日
【発行者の名称】	株式会社テクノクリエイティブ (techno-creative CO., LTD.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 三嶋 一秀
【本店の所在の場所】	熊本市中央区神水二丁目9番1号
【電話番号】	096-386-2360
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 松田 英明
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market 福岡証券取引所 Fukuoka PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社テクノクリエイティブ https://www.techno-creative.co.jp/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/ 証券会員制法人福岡証券取引所 https://www.fse.or.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketにおいては、J-Adviser及びF-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviser及びF-Adviserを選任する必要があります。J-Adviser及びF-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則及び福岡証券取引所のホームページ等に掲げられるFukuoka PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所及び福岡証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第26期 (中間)	第27期 (中間)	第28期 (中間)	第26期	第27期
会計期間	自 2023年10月 至 2024年 3 月	自 2024年10月 至 2025年 3 月	自 2025年10月 至 2026年 3 月	自 2023年10月 至 2024年 9 月	自 2024年10月 至 2025年 9 月
売上高 (千円)	2,937,392	2,983,838	3,212,124	5,843,347	6,128,538
経常利益又は経常損失(△) (千円)	89,790	△19,340	110,887	108,427	60,929
中間(当期)純利益又は中間 純損失(△) (千円)	57,065	△25,278	72,593	32,297	37,213
持分法を適用した場合の投 資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数 (株)	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
純資産額 (千円)	833,555	779,508	910,594	808,787	842,000
総資産額 (千円)	3,508,266	5,723,864	7,439,039	3,707,346	6,303,131
1株当たり純資産額 (円)	416.77	389.75	455.29	404.39	421.00
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	2.000 (—)	2.000 (—)
1株当たり中間(当期)純利 益又は1株当たり中間純損 失(△) (円)	28.53	△12.63	36.29	16.14	18.60
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	23.7	13.6	12.2	21.8	13.3
自己資本利益率 (%)	6.8	△3.2	7.9	3.9	4.4
株価収益率 (倍)	49.28	△111.32	38.7	87.1	75.5
配当性向 (%)	—	—	—	12.3	10.7
営業活動によるキャッシ ュ・フロー (千円)	△49,055	68,190	52,438	△201,510	216,349
投資活動によるキャッシ ュ・フロー (千円)	△267,437	△2,075,184	△1,337,639	△544,854	△2,707,157
財務活動によるキャッシ ュ・フロー (千円)	△404,511	1,887,352	1,184,660	△59,263	2,347,018
現金及び現金同等物の中間期 末(期末)残高 (千円)	1,221,581	1,017,315	892,626	1,136,956	993,167
従業員数〔外、平均臨時雇 用人員〕 (名)	1,166 〔—〕	1,065 〔—〕	1,064 〔—〕	1,143 〔—〕	1,075 〔—〕

(注) 1. 当社は(中間)連結財務諸表を作成しておりませんので、(中間)連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第26期(中間)及び第27期(中間)及び第28期(中間)の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
6. 第26期及び第27期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条3項の規定に基づき、和泉監査法人により監査を受けており、第26期(中間)の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条3項の規定に基づき、和泉監査法人により中間監査を受けております。また、第27期(中間)及び第28期(中間)の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条3項の規定に基づき、和泉監査法人による期中レビューを受けております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

なお、当中間会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第6【経理の状況】 【中間財務諸表等】 【注記事項】 (セグメント情報)」に記載のとおりであります。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,064	38.6	4.6	3,531

セグメント名称	従業員数(人)
システムインテグレーション事業	409
エンジニアリング事業	643
全社(共通)	12
合計	1,064

- (注) 1. 平均年間給与は、賞与、基準外賃金及び通勤手当を含んでおります。
2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 臨時従業員は、総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間期（2025年10月1日～2026年3月31日）におけるわが国経済は、緩やかな回復基調を維持しました。大企業を中心に企業収益の改善傾向が見られる一方、業種・規模によるばらつきも存在し、個人消費は物価上昇及び円安の継続的な影響により力強さを欠く状況が続きました。また、デジタル化・省力化・カーボンニュートラル対応といった中長期的経営課題への設備投資意欲は底堅く推移しました。

世界経済においては、米国の利下げサイクルの継続や欧州の緩やかな回復が見られた一方、中国では不動産市場の調整長期化と個人消費の停滞が成長の抑制要因となりました。また、米国新政権による通商政策の抜本的見直し、ウクライナ情勢の長期化、中東地域における地政学的緊張の高まりが、サプライチェーンの分断リスク及びエネルギー価格変動を通じて企業活動の不確実性を高めており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社の事業環境といたしましては、システムインテグレーション事業において、生成AIの急速な普及及びクラウド活用の拡大を背景にDX関連投資が堅調に推移し、生成AI導入支援・セキュリティ強化・老朽システム刷新を中心としたIT投資需要が旺盛な状況が続きました。一方、労働市場における競争激化により、優秀なエンジニアリング人材の確保は業界全体の構造的課題となっております。エンジニアリング事業においては、AI及びデータセンター向け設備投資の拡大を背景に半導体製造装置市場の需要は底堅く推移したものの、一部市場では需要の一巡や在庫調整の影響も見受けられ、主要顧客の生産計画変動が当事業の業績に直接影響を及ぼす構造が続いております。

このような経営環境のもと、当社といたしましては、持続的成長の実現と企業価値向上を目指し、開発・生産体制の柔軟性及び効率性の強化、人材育成・人的資本への戦略的投資、並びに技術力の高度化に継続して注力してまいりました。システムインテグレーション事業においては、契約条件の継続的な改善と稼働率95%以上の高水準維持を基軸に、大阪・名古屋の開発センター機能強化及び各拠点間連携の強化による受注基盤の拡充に取り組みしました。エンジニアリング事業においては、2026年1月には熊本県上益城郡益城町に延床面積約5,700㎡・総投資額約28億円のファクトリーセンター益城が竣工・稼働を開始し、既存のファクトリーセンターとの有機的な連携を通じた生産能力の増強と事業継続計画（BCP）の強化を実現しました。

当中間期の業績は、売上高3,212,124千円（前年同期比7.6%増）と増収を達成しました。一方エンジニアリング事業における主要顧客の生産調整の影響により、売上高は当社予想をわずかに下回りました。利益面においては、システムインテグレーション事業での契約条件改善及び稼働率向上による収益構造の改善に加え、エンジニアリング事業における新工場稼働による生産能力増強と残業時間削減による原価抑制効果が奏功し、営業利益は133,356千円（前年同期比272.3%増）、経常利益は110,887千円（前年同期経常損失19,340千円）、中間純利益は72,593千円（前年同期中間純損失25,278千円）と、各利益指標において前年同期を大幅に上回りました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

当社は、従来「総合エンジニアリング事業」のみの単一セグメントとしておりましたが、当中間会計期間より業務管理区分の見直しに伴い、単一セグメントから、「システムインテグレーション事業」「エンジニアリング事業」の2区分に変更いたしました。

以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

システムインテグレーション事業

DX関連投資の堅調な推移を背景に、生成AI導入支援・セキュリティ強化・老朽システム刷新といったIT投資需要が旺盛な状況が続く中、当社は、稼働率・契約単価の両面での改善と外注の戦略的活用により一人あたり売上高の向上と事業拡張を推進するとともに、大阪・名古屋における開発センターの機能強化と東京・名古屋・大阪・福岡・大分の各拠点間連携による重点顧客への営業深耕を推進しました。その結果、売上高は1,653,971千円（前年同期比14.2%増）、営業利益は164,599千円（前年同期比70.5%増）となり、営業利益率10.0%と、いずれも計画水準を上回り収益性が顕著に向上しました。

エンジニアリング事業

AI及びデータセンター向け設備投資の拡大により半導体製造装置市場の需要は底堅く推移したものの、主要顧客の生産調整の影響を受ける事業環境が続く中、当社は新工場のファクトリーセンター益城の稼働開始による既存工場（ファクトリーセンター大津・ファクトリーセンター南関・ファクトリーセンター広川）との有機的な連携を通じた生産能力の増強と、コストコントロールを図りました。その結果、主要顧客の生産縮小の影響を受け、売上高は1,558,153千円（前年同期比1.5%増）と当社予想をやや下回りましたが、営業利益は129,676千円（前年同期比12.6%増）と当初予想を上回りました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)の残高は892,626千円(前事業年度比100,541千円減)となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は52,438千円となりました。これは主に減価償却費56,068千円計上によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は1,337,639千円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出1,317,941千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は1,184,660千円となりました。これは長期借入金の借入による収入1,676,000千円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社が営んでいるシステムインテグレーション事業及びエンジニアリング事業は役務提供を中心とした事業であり、提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注実績

生産実績と同様の理由により、記載を省略しております。

(3) 売上実績

当社が営んでいる事業では販売実績という定義は実態にそぐわないため、売上高で表示しております。

セグメントの名称	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)	
	売上高(千円)	前年同期比(%)
システムインテグレーション事業	1,653,971	114.2
エンジニアリング事業	1,558,153	101.5
合計	3,212,124	107.6

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前中間会計期間 自 2024年10月1日 至 2025年3月31日		当中間会計期間 自 2025年10月1日 至 2026年3月31日	
	売上高(千円)	割合(%)	売上高(千円)	割合(%)
㈱荏原製作所	694,426	23.2	758,029	23.6

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Market及び証券会員制法人福岡証券取引所が運営を行っております証券市場Fukuoka PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(1) 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当該市場は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」という。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」という。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・ 取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・ 必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社(以下「甲」という)がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下、「産競法」という。)に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」(以下、「私的整理に関するガイドライン」という。)に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(株式会社日本M&Aセンター(以下「乙」という)が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判

所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3

日前(休業日を除外する。)の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))についての書面による報告を受けた日)

c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。))は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。))を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。))が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなる場合が事実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対応方針(以下「ライツプラン」という。))のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収への対応方針の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。))

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定
- ⑩ 全部取得
甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合
- ⑪ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき
- ⑫ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

(2) 担当F-Adviserとの契約の解除に関する事項について

当社は、証券会員制法人福岡証券取引所が運営を行っております証券市場 Fukuoka PRO Market に上場しております。当該市場は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、Fukuoka PRO Market上場企業は、福岡証券取引所より認定を受けたいずれかの担当F-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「F-Adviser契約」という。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がF-Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」という。)であり、同社とのF-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、F-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもF-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。

当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当F-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のFukuoka PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<F-Adviser契約上の義務>

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がF-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること

- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでF-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社(以下「甲」という)がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下、「産競法」という。)に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」(以下、「私的整理に関するガイドライン」という。)に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(株式会社日本M&Aセンター(以下「乙」という)が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する

合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) Fukuoka PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

- ⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(a) Fukuoka PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにFukuoka PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))についての書面による報告を受けた日)

c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

- ⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

- ⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが
確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限
甲がFukuoka PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当
に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合
をいう。
 - a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への
対応方針(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入
時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収への対応方針の発動の時点の株主に割り当てる
ために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動と
することができないものの導入
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する
旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒
否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株
式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類
株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
 - d Fukuoka PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のう
ち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
 - e Fukuoka PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について
株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利
益を受ける権利の価額等がFukuoka PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議
又は決定
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議
又は決定
- ⑯ 全部取得
甲がFukuoka PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合
- ⑰ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がFukuoka PRO Marketの市場に対
する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき
- ⑱ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは福証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が福岡証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止

となります。なお、本発行者情報公表日時点において、F-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【重要な契約等】

当中間会計期間において、重要な契約等の決定又は締結はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当中間会計期間の財政状態につきましては、次のとおりです。

(流動資産)

当中間会計期間における流動資産の残高は、2,128,687千円(前期末比55,924千円増)となりました。

これは主に、現預金の減少88,541千円、未収消費税の増加109,447千円、原材料の増加19,631千円及び仕掛品の増加13,021千円等によるものです。

(固定資産)

当中間会計期間における固定資産の残高は、5,310,352千円(同1,079,983千円増)となりました。これは主に、建物の増加2,592,215千円及び建設仮勘定の減少1,736,823千円等によるものです。

(流動負債)

当中間会計期間における流動負債の残高は、1,272,192千円(同438,615千円減)となりました。

これは主に短期借入金の減少391,000千円等によるものです。

(固定負債)

当中間会計期間における固定負債の残高は、5,256,252千円(同1,505,929千円増)となりました。これは主に、長期借入金の増加1,495,036千円等によるものです。

(純資産)

当中間会計期間における純資産の残高は、910,594千円(同68,593千円増)となりました。これは、中間純利益の計上72,593千円等によるものです。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】 (1) 業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に関し、新設、休止、大規模改修、除却、売却等により重要な変動があったものは次の通りであります。

事業所名 (所在地)	区分	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
				建物 及び構築物	土地 (面積㎡)	機械装 置及び 車両 運搬具	器具及 び 備品	ソフト ウェア・無 形固定 資産	合計	
テクノマンション 大津Ⅱ (熊本県菊池郡)	新設	—	寮、賃 貸住宅	878,664	125,919 (3,114.63)	—	2,312	—	1,006,897	—
益城支社・益城開 発センター・ファ クトリーセンター 益城 (熊本県上益城郡)	新設	エンジ ニアリ ング事 業	支社・ 開発セ ンター ・工場	1,905,461	566,879 (13,705.22)	—	21,246	4,646	2,498,233	426

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前会計年度末に計画した主要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(2026年3月31日)(株)	公表日現在発行数(2026年6月30日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,000,000	6,000,000	2,000,000	2,000,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market) 福岡証券取引所(Fukuoka PRO Market)	単元株式数 100株
計	8,000,000	6,000,000	2,000,000	2,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2026年3月31日	—	2,000,000	—	50,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社松濤	熊本県熊本市中央区神水1丁目38番10号	1,999,800	99.99
株式会社アセット・クラフト・カンパニー	熊本県熊本市北区龍田2丁目14番23号	200	0.01
計	—	2,000,000	100.00

(注) 1. 株式会社松濤は当社代表取締役CEO三嶋 一秀が代表を務める親会社であります。

2. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,000,000	20,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	普通株式 2,000,000	—	—
総株主の議決権	—	20,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 2025年10月から2026年3月については、売買実績はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報の提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。なお、当社の中間財務諸表は第一種中間財務諸表です。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第115条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2025年10月1日から2026年3月31日まで)の中間財務諸表について、和泉監査法人の期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 9 月30日)	当中間会計期間 (2026年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,237,267	1,148,726
受取手形、売掛金及び契約資産	731,877	721,789
仕掛品	12,223	25,244
原材料	14,692	34,324
未収消費税	—	109,447
前渡金	35,004	35,004
前払費用	37,873	53,886
その他	10,413	6,793
貸倒引当金	△6,590	△6,529
流動資産合計	2,072,762	2,128,687
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,046,412	3,638,628
構築物(純額)	20,609	209,598
機械装置(純額)	1,519	1,302
工具器具備品(純額)	21,572	42,380
土地	1,248,532	1,253,262
車両運搬具(純額)	9,884	8,233
建設仮勘定	1,739,023	2,200
有形固定資産合計	4,087,554	5,155,605
無形固定資産		
ソフトウェア	9,874	7,863
水道施設利用権	569	4,646
無形固定資産合計	10,444	12,509
投資その他の資産		
出資金	30	30
長期前払費用	596	297
繰延税金資産	80,916	82,274
その他	50,826	59,634
投資その他の資産合計	132,369	142,237
固定資産合計	4,230,368	5,310,352
資産合計	6,303,131	7,439,039

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (2026年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	82,934	79,117
短期借入金	※1 474,000	※1 83,000
1 年内返済予定の長期借入金	※1 217,480	※1 302,104
1 年内償還予定の社債	300,000	300,000
未払金	36,169	41,100
未払費用	293,359	302,874
未払法人税等	20,615	39,651
未払消費税等	111,226	—
契約負債	8,448	—
預り金	76,038	44,075
賞与引当金	87,333	80,268
その他	3,201	—
流動負債合計	1,710,808	1,272,192
固定負債		
長期借入金	※1 3,565,809	※1 5,060,846
役員退職慰労引当金	66,401	68,406
退職給付引当金	118,111	126,999
固定負債合計	3,750,322	5,256,252
負債合計	5,461,131	6,528,445
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
利益剰余金		
利益準備金	12,957	13,357
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	779,043	847,237
利益剰余金合計	792,000	860,594
株主資本合計	842,000	910,594
純資産合計	842,000	910,594
負債純資産合計	6,303,131	7,439,039

② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (自 2025年10月 1 日 至 2026年 3 月31日)
売上高	2,983,838	3,212,124
売上原価	2,526,955	2,662,981
売上総利益	456,882	549,143
販売費及び一般管理費	※1 421,069	※1 415,786
営業利益	35,812	133,356
営業外収益		
受取利息	243	704
不動産賃貸収入	10,830	11,156
助成金収入	5,414	8,915
その他	251	1,077
営業外収益合計	16,740	21,853
営業外費用		
支払利息	15,554	35,148
電子記録債権売却損	796	—
社債利息	813	722
資金調達費用	49,000	—
不動産賃貸費用	5,374	8,266
その他	353	184
営業外費用合計	71,893	44,321
経常利益又は経常損失(△)	△19,340	110,887
特別利益		
固定資産売却益	1,710	—
特別利益合計	1,710	—
特別損益		
固定資産除却損	1,808	—
特別損失合計	1,808	—
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	△19,438	110,887
法人税、住民税及び事業税	953	39,651
法人税等調整額	4,887	△1,358
法人税等合計	5,840	38,293
中間純利益又は中間純損失(△)	△25,278	72,593

③ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (自 2025年10月 1 日 至 2026年 3 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	△19,438	110,887
減価償却費	31,160	56,068
賞与引当金の増減額(△は減少)	△7,529	△7,064
退職給付引当金の増減額(△は減少)	210	8,887
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	2,005	2,005
貸倒引当金の増減額(△は減少)	601	△60
受取利息	△243	△704
不動産賃貸収入	△10,830	△11,156
助成金収入	△5,414	△8,915
固定資産売却損益(△は益)	△1,710	—
固定資産除却損益(△は益)	1,808	—
支払利息	15,554	35,148
資金調達費用	49,000	—
不動産賃貸費用	5,374	8,266
売上債権の増減額(△は増加)	△101,127	10,088
棚卸資産の増減額(△は増加)	△11,670	△32,652
仕入債務の増減額(△は減少)	22,213	△3,817
その他	117,517	△73,225
小計	87,479	93,755
利息の受取額	243	704
利息の支払額	△17,251	△30,321
法人税等の支払額	△7,695	△20,615
助成金の受取額	5,414	8,915
営業活動によるキャッシュ・フロー	68,190	52,438
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,068,773	△1,317,941
無形固定資産の取得による支出	△2,333	△4,144
有形固定資産の売却による収入	5,584	—
投資不動産の賃貸による収入	10,830	11,156
投資不動産の賃貸に係る支出	△2,403	△2,613
建設仮勘定の増加による支出	—	△2,200
定期預金預入による支出	△12,000	△12,000
敷金及び保証金の回収による収入	743	56
敷金及び保証金の支払による支出	△6,681	△9,952
その他	△151	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,075,184	△1,337,639
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減	409,000	△391,000
長期借入れによる収入	1,577,000	1,676,000
長期借入金の返済による支出	△94,647	△96,339
配当金の支払額	△4,000	△4,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,887,352	1,184,660
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△119,641	△100,541
現金及び現金同等物の期首残高	1,136,956	993,167
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 1,017,315	※1 892,626

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

※1 当社は、機動的な資金調達及び資本効率の改善を目的として、取引金融機関3行との間で、当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく借入実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年9月30日)	当中間会計期間 (2026年3月31日)
当座貸越極度額及びコミットメント ライン契約の総額	3,960,000千円	2,950,000千円
借入実行残高	2,492,000千円	2,767,000千円
差引額	1,468,000千円	183,000千円

(*) 上記の借入実行残高のうち前事業年度の2,018,000千円及び当中間会計期間の2,684,000千円については以下の財務制限条項が付されております。

- ①各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の70%以上に維持すること。
- ②各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

(中間損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
役員報酬	36,000千円	37,200千円
給与手当	155,747千円	168,200千円
賞与引当金繰入額	18,000千円	19,536千円
減価償却費	11,536千円	11,484千円
貸倒引当金繰入額	601千円	△60千円
役員退職慰労引当金繰入	2,005千円	2,005千円
退職給付費用	2,151千円	2,101千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金	1,249,362千円	1,148,726千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△232,046千円	△256,100千円
現金及び現金同等物	1,017,315千円	892,626千円

(株主資本等関係)

前中間会計期間(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年12月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	4,000	2	2024年9月30日	2024年12月26日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年12月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	4,000	2	2025年9月30日	2025年12月26日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント		
	システムインテグ レーション事業	エンジニアリング 事業	計
一時点で移転される財又はサービス	312	—	312
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,448,472	1,535,053	2,983,526
顧客との契約から生じる収益	1,448,784	1,535,053	2,983,838
その他の収益	—	—	—
売上高合計	1,448,784	1,535,053	2,983,838

当中間会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント		
	システムインテグ レーション事業	エンジニアリング 事業	計
一時点で移転される財又はサービス	361	—	361
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,653,610	1,558,153	3,211,763
顧客との契約から生じる収益	1,653,971	1,558,153	3,212,124
その他の収益	—	—	—
売上高合計	1,653,971	1,558,153	3,212,124

(注) 1. 報告セグメントの変更等に関する事項

当中間会計期間より、セグメント区分を変更しております。詳細は、「第6 経理の状況 【注記事項】
(セグメント情報)」の「3. 報告セグメントの変更等に関する事項」に記載のとおりであります。

なお、前中間会計期間の顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、変更後の報告セグメント
の区分に基づき作成したものを記載しております。

(セグメント情報)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報

前中間会計期間(自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注 1)	中間損益計算 書計上額 (注 2)
	システムイン テグレーション事業	エンジニアリ ング事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1, 448, 784	1, 535, 053	2, 983, 838	—	2, 983, 838
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	1, 448, 784	1, 535, 053	2, 983, 838	—	2, 983, 838
セグメント利益	96, 526	115, 169	211, 695	△175, 883	35, 812

(注) 1. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに帰属しない全社費用であります。

2. セグメント利益は、中間損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当中間会計期間(自 2025年10月 1 日 至 2026年 3 月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注 1)	中間損益計算 書計上額 (注 2)
	システムイン テグレーション事業	エンジニアリ ング事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1, 653, 971	1, 558, 153	3, 212, 124	—	3, 212, 124
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	1, 653, 971	1, 558, 153	3, 212, 124	—	3, 212, 124
セグメント利益	164, 599	129, 676	294, 275	△160, 919	133, 356

(注) 1. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに帰属しない全社費用であります。

2. セグメント利益は、中間損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

(固定資産の取得による資産の増加)

当中間会計期間において、新工場建設により固定資産を取得したことにより、前事業年度の末日に比べて、「エンジニアリング事業」のセグメント資産が1, 952, 392千円増加しております。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社は、従来「総合エンジニアリング事業」のみの単一セグメントとしておりましたが、当中間会計期間より業務管理区分の見直しに伴い、単一セグメントから、「システムインテグレーション事業」「エンジニアリング事業」の2区分に変更いたしました。

なお、前中間会計期間のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額又は1株当たり中間純損失金額(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
1株当たりの中間純利益又は1株当たりの中間純損失(△)	△12円63銭	36円29銭
中間純利益又は中間純損失(△)(千円)	△25,278	72,593
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益金額又は中間純損失金額(△)(千円)	△25,278	72,593
普通株式の期中平均株式数(株)	2,000,000	2,000,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、2026年4月2日付で退職一時金制度を確定拠出年金制度へ移行致しました。

移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号)を適用し、移行に伴う特別利益として2,364千円を計上する予定です。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026 年 6 月 30 日

株式会社テクノクリエイティブ

取締役会 御中

和泉監査法人

東京都新宿区

代 表 社 員

公認会計士 諏訪 祐一郎

業務執行社員

代 表 社 員

公認会計士 山下 聡

業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例 128 条第 3 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社テクノクリエイティブの 2025 年 10 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日までの第 28 期事業年度の中間会計期間(2025 年 10 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テクノクリエイティブの 2026 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026 年 6 月 30 日

株式会社テクノクリエイティブ
取締役会 御中

和泉監査法人
東京都新宿区

代 表 社 員
業務執行社員
公認会計士 諏訪 祐一郎

代 表 社 員
業務執行社員
公認会計士 山下 聡

監査人の結論

当監査法人は、証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 127 条第 3 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社テクノクリエイティブの 2025 年 10 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日までの第 28 期事業年度の中間会計期間(2025 年 10 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テクノクリエイティブの 2026 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上